

伊勢市農業委員会 第219回 総会議事録

日 時	令和6年3月15日（金） 13時54分～14時55分
場 所	御菌公民館 2F 講堂
出席委員	<p>18名</p> <p>1番 中川 亜沙美 2番 森 美江 3番 橋本 博行</p> <p>4番 山添 久憲 5番 金森 克實 6番 南平 博哉</p> <p>7番 中山 隆文 8番 中西 重喜 10番 濱口 節生</p> <p>11番 澤村 元弘 12番 森川 正弘 13番 中西 善夫</p> <p>14番 森 義孝 15番 松岡 壯次 16番 出口 勝信</p> <p>17番 中西 正夫 18番 奥野 隆史 19番 大西 正義</p>
欠席委員	<p>1名</p> <p>9番 松野 武史</p>
総会出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>西村 明裕（局長）</p> <p>中野 雅之（係長）</p> <p>上野 結女（会計年度任用職員）</p> <p>農林水産課</p> <p>日置 幸美（再任用職員）</p>
会議録署名者	7番 中山 隆文 13番 中西 善夫
付議事項	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>追加議案第7号 法令遵守の決議について</p>
報告事項	<p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について</p>

	<p>3. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について</p> <p>4. 農地利用変更届出書について</p> <p>5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より）</p> <p>6. 一時転用の完了報告について</p> <p>7. その他</p>
<p>議 長</p>	<p>定刻より少し早いですが、出席者が揃いましたので、ただいまから、伊勢市農業委員会第219回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は<u>18</u>名であり、在任委員の過半数を超えております。よって、会議は成立をいたしております。</p> <p>本日の会議録署名者につきましては、慣例によりまして、議長より指名させていただいて、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、</p> <p>7番の中山 隆文さん</p> <p>13番の中西 善夫さん</p> <p>のご兩名をお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入りたいと思います。事務局お願いします。</p>
<p>局 長</p>	<p>それでは付議事項につきまして提案させていただきます。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 非農地証明願について</p> <p>議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）</p> <p>追加議案第7号 法令遵守の決議について</p> <p>以上7件でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>係 長</p>	<p>それでは議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p> <p>では、初めに本日配布しました資料等を確認させていただきます。</p>

追加議案と正誤表及び写真資料と地図、参考資料を配布いたしました。不足のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。1ページをお願いします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。件数は6件、田が8筆5,616㎡、畑が8筆2,278㎡の計16筆7,894㎡でございます。

次のページをお願いします。内訳といたしましては、3番を除いては所有権移転でございます。3番は、年金による使用貸借権設定です。詳細についてご説明申し上げます。それでは1-1ページをご覧ください。

1番、こちらは売買でございます。受人は一色町の田1筆（現況・畑）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は一色町地内 一色町津波避難施設より南東へ340mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は2名でございます。

2番、こちらは贈与でございます。受人は一字田町の畑4筆を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は一字田町地内 一字田町公民館より北へ120m付近に点在する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地【781、782-2】と荒廃農地【778、779】と判断されました。稼働人員は3名でございます。

3番、こちらは年金手続きによる再設定でございます。受人は朝熊町の田2筆（現況・畑）を借り受けたいとの申請でございます。申請地は朝熊町地内 朝熊山麓公園より北東へ270mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。稼働人員は5名でございます。

次ページ（1-2）をご覧ください。

4番、こちらは売買でございます。受人は御菌町長屋の田2筆、畑2筆及び原野1筆（現況・田）を譲り受けたいとの申請でございます。申請地は御菌町上條地内 市立御菌中学校より東へ40mに位置する農業振興地域内 農用地区域外農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

5番、こちらでも売買でございます。受人は御菌町長屋の田3筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は御菌町王中島地内 御菌神社より西へ30m付近に点在する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は3名でございます。

次ページ（1-3）をご覧ください。

6番、こちらは贈与でございます。受人は御菌町長屋の畑1筆を譲り受けたいとの申請にございます。申請地は御菌町上條地内 市立御菌中学校より南西へ190mに位置する農業振興地域内 農用地区域内農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。稼働人員は1名でございます。

現地調査の結果、荒廃農地と判断された2番は、営農計画書が提出されており、起耕し栽培に向けて準備し、茄子・サニーレタス等を作る旨を聞き取り、事務局において適正であると判断いたしました。また、3番については、使用貸借の再設定であるため、今後は適正に管理するよう指導したところです。

なお、6番については、新規取得で新規耕作者であるため営農計画書が添付されており、事務局において適正であると判断し、許可後の耕作状況確認を推進委員に依頼します。

議案第1号の説明は、以上でございます。書類の審査及び現地調査の結果、いずれも農地法第3条第2項各号には該当せず、許可相当としております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらご発言をお願いいたします。

（異議なしの声あり）

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、1号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということですので、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題いたします。事務局説明をお願いします。

係 長

2ページをお願いします。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてでございます。件数は1件、内訳といたしまして、田のみ3筆の1,303㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(2-1)をご覧ください。

1番、借人は、中日本高速道路株式会社が発注した伊勢自動車道 名松高架橋 他6橋 耐震補強工事を受注した関係で、佐八町の田3筆を賃貸借により借り上げて工事用の資材置場とすることを、令和4年4月15日付で許可した一時転用でございます。転用期間は、延長し本年3月31日まででしたが、借人によると、工事の難易度が高く、耐震補強工事に必要な落橋防止装置の製作に時間要し、1月末で進捗率約80%と施行が遅れているため、工期の再延長がなされたので、さらに延長して令和6年5月31日まで借り受けたいとのことです。本件は、同一工事の延長であり、法第5条第2項第7号の基準を満たしており、現地調査において被害防除も継続して実施されていることを確認しています。なお、工事請負契約の締結が確認審査に時間を要しており3月末になるとのことで、締結後速やかに書類提出する旨の申述書が添えられています。つきましては、お認めいただければ事務局としては、別途申請しなすことなく、本申請をもって延長を認めたいものでございます。

議案第2号は、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたらどうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、2号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

異議なしということでございますので、議案第2号の事業計画変更承認申請については、これを承認することに決定いたしました。

続きまして議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

係 長

3ページをお願いします。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてでございます。件数は2件、内訳といたしまして、田のみ2筆の396㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ(3-1)をご覧ください。

1番、申請者は、村松町の田1筆を、住宅平屋建て 建築面積56.7㎡としたいとの申請にございます。申請地は村松町地内 伊勢北浜郵便局より東へ180mに位置する第3種農地でございます。本申請につきましては、父が昭和51年5月頃に住宅を建てて使用していたとのことで、始末書が添付されております。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしましたので、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は46%、汚水は汲み取り、その他排水は東側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置してあるとのことでございます。なお、明治26年に抵当権が設定されていますが、抵当権者から解除の同意を得て、抹消の手続き中であることを確認済みです。

2番、申請者は、東大淀町の田1筆の内274㎡を、農業用倉庫1棟 建築面積108.88㎡としたいとの申請にございます。申請地は東大淀町地内 市立東大淀小学校より南東へ230mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可ですが、農地法第4条第6項ただし書に「農業用施設用地として用途区

分が行われている農地で農業用施設を建築する場合」に該当することから、不許可の例外に該当します。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで南側既設排水路へ放流とし、被害防除として整地と法面を成型するとのことをございます。なお、用途区分変更申請中であることから、お認めいただきましたら、許可を保留して変更許可日と同日付で許可したいものでございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

(異議なしの声あり)

ただいま、異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、3号議案を許可いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声多数あり)

ご異議なしということでございますので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。なお、2番につきましては、用途変更申請中の案件でありますので、許可日と同日付で許可することを条件とすることで決定いたしました。

続きまして議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請を議題とします。事務局の説明をお願いします。

係 長

4ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてござい

ます。件数は13件、内訳といたしまして、田が9筆2,404.08㎡、畑が7筆3,080㎡の計16筆5,484.08㎡でございます。詳細についてご説明申し上げます。

次ページ（4-1）をご覧ください。

1番、こちらは使用貸借でございます。受人は津村町の畑1筆3,673㎡の内150㎡を借り受けて、農業用倉庫1棟 建築面積68.77㎡としたいとの申請でございます。申請地は津村町地内 主要地方道伊勢南島線より西へ290mに位置する農用地区域内農地でございます。本申請は農用地区域内農地ですので、転用は原則不可ですが、農地法第5条第2項ただし書に「農業用施設用地として用途区分が行われている農地で農業用施設を建築する場合」に該当することから、不許可の例外に該当します。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで浸透枡により処理とし、被害防除としては現状のまま使用して問題ないとのことでございます。なお、用途区分変更については、令和4年7月8日付で許可済になっています。

2番、こちらにも使用貸借でございます。母親名義の村松町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅 平屋建て1棟 建築面積154.3㎡と申請地奥にある農地への進入路97㎡としたいとの申請でございます。申請地は村松町地内 国道23号 村松町1交差点より南東へ230mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。建ぺい率は31%、排水は合併浄化槽をへて南側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（4-2）をご覧ください。

3番、こちらは売買でございます。受人である小俣町元町で不動産を営む株式会社創建ハウジング 代表取締役 川端 和弥さんが、所有権が移転した後に、賃貸借による貸資材置場としたいとの申請でございます。申請地は主要地方道鳥羽松阪線 掛橋交差点より南へ40mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

4番、こちらにも売買でございます。受人である松阪市愛宕町で不動産を営むカインドファクトリー株式会社 代表取締役 中西 秀さんが、上地町の畑1筆を譲り受けて、貸店舗4軒と駐車場17台分としたいとの申

請にございます。申請地は上地町地内 伊勢市城田支所より北西へ260mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は合併浄化槽をへて西側既設排水路へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置するとのこととございます。

次ページ（4-3）をご覧ください。

5番、こちらは使用貸借でございます。父親名義の中須町の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積86.06㎡としたいとの申請にございます。申請地は中須町地内 三交バス 坂東口停留所より北西へ270mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は26%、排水は合併浄化槽をへて西側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置するとのこととございます。

6番、こちらは売買でございます。受人は二見町松下の田1筆を譲り受けて、駐車場5台分としたいとの申請にございます。申請地は二見町松下地内 JR松下駅より南へ180mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除として土留を設置するとのこととございます。

次ページ（4-4）をご覧ください。

7番と8番、譲受人が同じであるため、併せて説明します。共に売買でございます。受人である船江1丁目で不動産業等を営むスマート開発株式会社代表取締役 西村 理恵子さんが、二見町山田原の田（現況・畑）2筆の計511㎡を譲り受け一体利用し、建売住宅1棟 建築面積123.39㎡と建売住宅用の進入路としたいとの申請にございます。これは、住宅用地【7番】が接道していないため、建築確認を取るのに進入路【8番】が必要となるので、一体利用となります。申請地は二見町荘地内 国道42号 荘2交差点より南東へ280mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、荒廃農地と判断されました。排水は北側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのこととございます。

次ページ（4-5）をご覧ください。

9番、こちらは売買でございます。受人は二見町山田原の田2筆と畑1筆を譲り受けて、住宅平屋建て1棟 建築面積92.74㎡と道路としたいとの申請にございます。申請地は二見町山田原地内 山田原児童公園より南西へ250mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、平成18年に住宅

建設の目的で許可を得ていましたが、転用者の諸般の事情により別の土地に住居を構えたことで、計画が頓挫したままになっていました。この度、改めて転用申請が提出され、経緯を記した申述書をあわせて提出されました。事務局としては、現地調査も行ったうえで確認及び協議をしましたところ、やむを得ないと判断したところです。よって、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は28%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

10番、こちらでも売買でございます。受人である黒瀬町で不動産業を営む有限会社アットホーム 代表取締役 森田 成峰さんが、二見町山田原の田2筆を譲り受けて、建売住宅1棟 建築面積81.97㎡と道路としたいとの申請にございます。申請地は二見町山田原地内 山田原児童公園より南西へ230mに位置する第2種農地にございます。本申請につきましては、9番と一体で既に許可を得ていた農地であり、同様の判断をしたところです。よって、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は41%、排水は合併浄化槽をへて北側既設道路側溝へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことをごさいます。

次ページ（4-6）をご覧ください。

11番、こちらは区分地上権設定でございます。受人である東京都港区三田3丁目で太陽光発電設備の販売・工事等を営む太陽光サポートセンター株式会社 代表取締役 林 雄一郎さんが、小俣町明野の田1筆を譲り受けて、太陽光発電設備 設置面積498.57㎡としたいとの申請にございます。申請地は小俣町明野地内 市立明野小学校より東へ350mに位置する第3種農地にございます。現地調査の結果、遊休農地と判断されました。排水は雨水のみで自然浸透とし、被害防除としてフェンスを設置するとのことをごさいます。

それでは、区分地上権設定に関して説明します。（別添資料で説明）

12番、こちらでも使用貸借でございます。祖父名義の御菌町長屋の畑1筆を借り受けて、借人が申請地に住宅2階建て1棟 建築面積101.85㎡と道路としたいとの申請にございます。申請地は御菌町長屋地内 伊勢市御菌総合支所より東へ60mに位置する第3種農地にございます。本申請につきましては、既に許可を得ていた農地で一部駐車場として完成し、残りを転用していく予定でしたが、孫夫婦が新居建築地を探していたが適地が見つからず、急遽本申請地に建築したいとの申し出を受け、了承したため再度転用申請したいとの理由書が添付されていました。よって現地調査も行いましたが、内容のとおりと確認いたしました。

で、現況地目は棒線表記となります。建ぺい率は27%、排水は南側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックを設置するとのことでございます。

次ページ（4－7）をご覧ください。

13番、こちらは売買でございます。受人は御菌町長屋の田1筆を譲り受けて、住宅2階建て1棟 建築面積100.82㎡としたいとの申請でございます。申請地は御菌町長屋地内 国道23号 長屋2交差点より北東へ170mに位置する第3種農地でございます。現地調査の結果、耕作地と判断されました。建ぺい率は38%、排水は東側既設下水道へ放流とし、被害防除としてコンクリートブロックと擁壁を設置するとのことでございます。

議案第4号の説明は、以上でございます。審査及び現地調査の結果、いずれも立地基準・一般基準の要件を満たし、許可相当と判断しております。隣接土地所有者等にも事業説明済みで了承を得ており、改良区の受益地につきましては意見書が添付されております。

また、資金面からも転用確実で、転用やむをえないものと判断しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議

長

事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、本件について許可いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

ご異議なしということでございますので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを承認し、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

<p>係 長</p>	<p>5 ページをお願いします。</p> <p>議案第 5 号 非農地証明願についてでございます。件数は 1 件、内訳といたしまして、畑のみ 1 筆の 330 m²でございます。詳細について説明させていただきます。</p> <p>次ページ（5 - 1）をご覧ください。</p> <p>1 番、宇治浦田 2 丁目の畑 1 筆で現況は山林でございます。こちらは昭和 50 年以前から山林化し現在に至るとのことで、国土地理院発行の航空写真を提出したうえで、非農地証明の願い出があがっております。</p> <p>議案第 5 号の説明は、以上でございます。現地調査及び書類審査の結果、非農地証明の要件を満たしておりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、どうぞ。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、5 号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なしの声、多数あり）</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第 5 号 非農地証明願については、これを承認し、証明書を下付することに決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 5 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を議題といたします。農林水産課から説明を求めます。</p>
<p>日置 （農林水産課）</p>	<p>それでは、議案第 6 号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）を説明させていただきます。件数は 77 件で、田が 127 筆の 178,042 m²、畑が 13 筆の 12,432 m²、計 140 筆の 190,474 m²でございます。次のページの農地利</p>

用集積計画の概要をご覧ください。

内訳といたしまして、

◇3年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の979㎡。

◇3年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の328㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の設定が9件で、

田が17筆の32,468㎡、畑が2筆の3,504㎡、計19筆の35,972㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の設定が5件で、

田が8筆の8,096㎡、畑が1筆の597㎡、計9筆の8,693㎡。

◇5年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ5筆の3,960㎡。

◇5年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、田のみ1筆の3,021㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の設定が33件で、

田のみ66筆の96,829㎡。

◇10年間の利用権（使用貸借権）の設定が5件で、田のみ5筆の7,255㎡。

◇10年間の利用権（賃貸借権）の移転が15件で、

田のみ23筆の25,739㎡。

◇13年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、畑のみ3筆の3,066㎡。

◇13年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、畑のみ3筆の3,066㎡。

◇16年間の利用権（賃貸借権）の設定が1件で、田のみ1筆の337㎡。

◇16年間の利用権（使用貸借権）の設定が1件で、畑のみ1筆の446㎡。

◇16年間の利用権（賃貸借権）の移転が1件で、田のみ1筆の337㎡。

◇16年間の利用権（使用貸借権）の移転が1件で、畑のみ1筆の446㎡。

以上件数は77件で、田が127筆の178,042㎡、畑が13筆の12,432㎡、計140筆の190,474㎡でございます。転貸抜きの件数は57件で、田が97筆の144,985㎡、畑が9筆の8,920㎡、計106筆の153,905㎡でございます。計画の概要、詳細につきましては、次のページ以降をご覧ください。よろしくお願いいたします。

議 長

農林水産課提案の議案について説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。

（異議なしの声あり）

異議なしというお言葉をいただき、ほかにご質問もないようでございますので、6号議案を承認いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

異議なしとのことをごさいますので、議案第6号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)は、これを承認することに決定をいたしました。

続きまして、追加議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を議題といたします。事務局の説明を求めます。

係

長

続きまして、本日配布しました追加議案の議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてでございます。そちらをご覧ください。

この件につきましては、令和元年10月に、大分県別府市で農業委員会会長が農地転用で便宜をはかったということで収賄の疑いで逮捕され、奈良県安堵町では業者と結託して農業委員会会長自ら虚偽の農地転用を申請して不正に農地を取得した疑いで逮捕されました。これを受けて、令和元年11月28日の令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、この一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであり、その影響は計り知れないものであり、農業委員会組織は農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っているということを改めて自覚して業務に当たらなければならないとし、同時に組織一丸となって再発防止に取り組むことを決議しました。

また、令和2年3月4日付で再度全国農業会議所から綱紀粛正の依頼がありました。今度は鳥取県米子市、青森県弘前市においても同様な事件が発生しました。これにより、全農業委員会において法令遵守を決議し、議事録に記録するようにとの指示があり、あわせて、三重県農業会議からも、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すために、決議の取り組みをするようにとのことでした。

今回は、改選後ということでもあり、法令遵守に努めるべく、決議(案)を朗読し、提案とさせていただきます。

(決議案を朗読)

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長	事務局の説明が終わりました。何かご質問、ご異議がございましたら、ご発言をお願いします。
出口委員	個人情報の取扱い方に疑問を感じているが、実際にはどう対応するのが良いのか、よくわからないところがある。
局 長	ここで、正解をお答えすることは難しいですが、研修資料等を再度確認していただくようお願いします。
議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしというお言葉を頂き、ほかにご質問もないようでございますので、7号議案を決議いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p> <p>ご異議なしということでございますので、議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、事務局案の内容で承認し、決議することに決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして、本日みなさん方にご審議を頂戴いたします案件は、全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。事務局から報告願います。</p>
係 長	<p>続きまして報告事項でございます。次のページをお願いします。</p> <p>1. 農地法第3条による使用貸借契約の合意解約による通知書について ……2件 (説明内容記録省略)</p> <p>2. 農用地利用集積計画の中途解約について ……7件 (説明内容記録省略)</p>

	<p>3. 農業用施設用地の転用制限の例外規定届出書について 1件（説明内容記録省略）</p> <p>4. 農地利用変更届出書について 1件（説明内容記録省略）</p> <p>5. 時効取得所有権移転の通知書について（津地方法務局伊勢支局より） 1件（説明内容記録省略）</p> <p>6. 一時転用の完了報告について 1件（説明内容記録省略）</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>以上が報告事項でございます。報告事項でございますので、特にご異議がございません限り、ご承認いただきますようお願いいたします。引き続きまして、「その他」について、事務局ありましたらお願いいたします。</p>
<p>係 長</p>	<p>それでは事務局から1点、連絡させていただきます。</p> <p>今月の現地調査のお願いでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月25日（月） 中山 隆文 委員、 奥野 隆史 委員 ・ 3月26日（火） 山添 久憲 委員、 澤村 元弘 委員 <p>にそれぞれお願いをさせていただいております。当日9時までに、市営吹上駐車場へお越しいただきますようお願いいたします。</p> <p>連絡は以上でございます。ありがとうございました。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、委員のみなさん方からご意見等ございませんか。</p> <p>それでは、特にないようでございますので、第219回の総会を閉じさせていただきます。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>

上記のとおり会議の顛末を記し、ここに署名する。

伊勢市農業委員会 総会

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____